

# 平成30年度第1回京都府総合教育会議

平成30年9月11日(火)16:15～17:15

京都府庁旧本館1階教育委員室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 意見交換

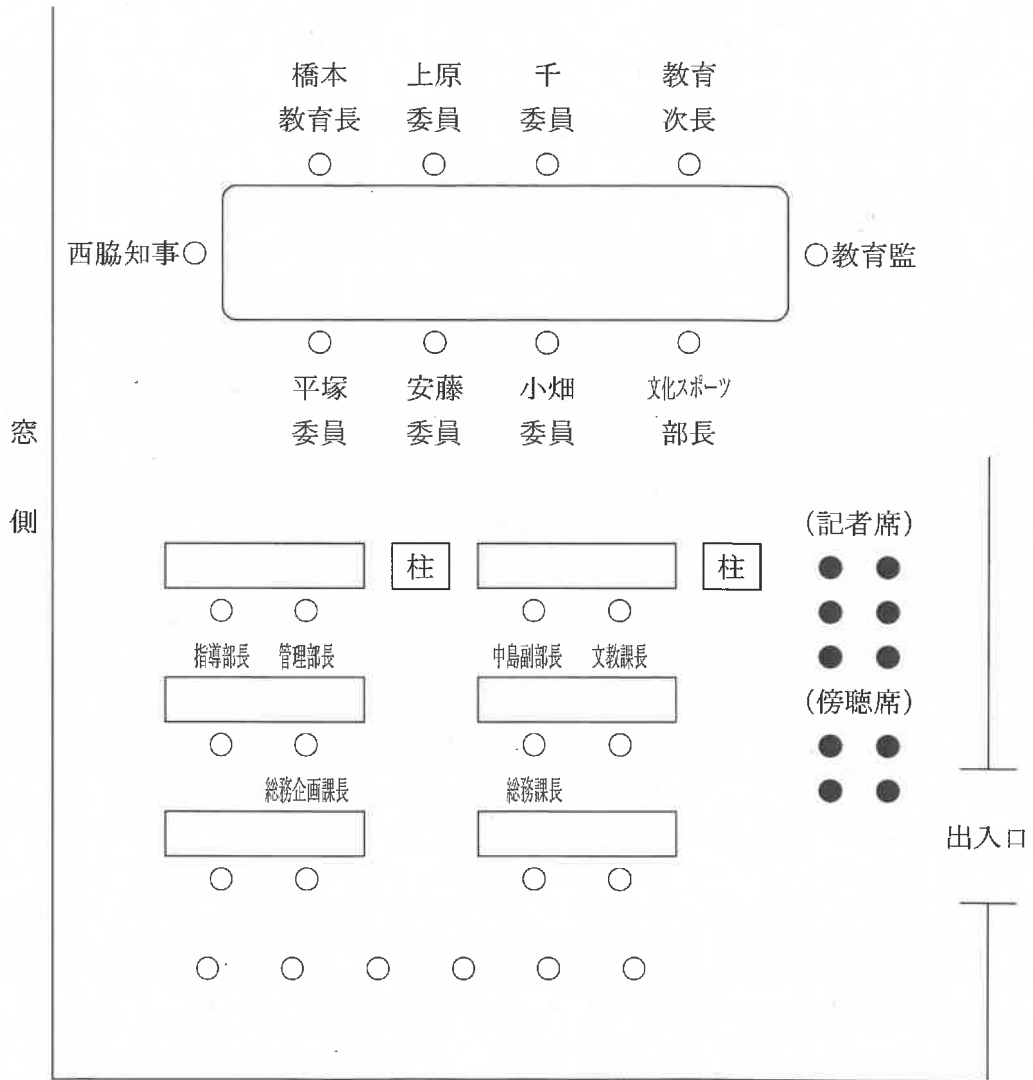
「京都府の教育行政」について

### 3 その他

平成30年9月11日

平成30年度第1回京都府総合教育会議配席図

<府庁旧本館1階教育委員室>



## 総合教育会議の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)により下記条項を追加(平成26年6月20日公布、平成27年4月1日施行)

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4

|        | 概 要  |
|--------|--|
| 設置     | 首長が設置(第1項)   |
| 協議調整事項 | ○大綱の策定に関する協議(第1項)<br>○教育条件整備、重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整(第1項)<br>○構成者はその協議結果を尊重すること(第8項) |
| 構成     | 首長(設置者)及び教育委員会(第2項)<br>(必要に応じて関係者・外部有識者から意見聴取も可能(第5項))                               |
| 招集     | 首長が招集(第3項)(教育委員会から招集を求めることも可能(第4項))  |
| 公開     | 原則公開だが個人の秘密保持又は会議の公正が害されるおそれがある場合は非公開も可能(第6項)<br>会議録作成・公表の努力義務あり(第7項)                |
| 運営     | 運営については総合教育会議で定める(第9項)   |

### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思量するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 京都府総合教育会議運営要綱

京都府総合教育会議  
平成27年5月19日制定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第7項の規定による京都府総合教育会議（以下「会議」という。）の会議録に関し必要な事項及び同条第9項の規定による会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会議の招集等)

第2条 知事は、会議を招集しようとするときは、日時、場所及び議題を、あらかじめ教育委員会に通知する。

2 会議は、知事、教育長及び教育委員会の委員の過半数が出席して開くものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

### (会議の公開)

第3条 会議は、公開する。ただし、法第1条の4第6項ただし書の規定に該当する場合には、知事は、教育委員会と協議して非公開とすることができる。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、知事が教育委員会と協議して別に定める。

### (非公開とする議題についての指針)

第4条 前条第1項の規定により非公開とすることができる議題は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) いじめ、自殺その他の児童生徒に関する議題であつて、公にすることにより、児童生徒の権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）第6条各号のいずれかに該当する情報を含むもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人の秘密を保つため必要があると認めるもの、又は会議の公正が害されるおそれがあることと認めるものその他公益上必要があると認めるものとして、知事が教育委員会と協議して別に定めたもの

### (会議録)

第5条 会議録には、日時、場所、出席者及び審議内容を記載しなければならない。

2 会議録は、第3条第1項の規定により非公開とされた議題を除き、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

### (庶務)

第6条 この会議の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、知事が教育委員会と協議して別に定める。

社会のありようや価値観が大きく変化する中で、子どもの貧困、児童虐待、いじめ、薬物乱用など、子どもたちを取り巻く環境は厳しさを増してきています。

このような状況のもと、次代を担う子どもたちが、困難に直面してもそれを乗り越え、社会を生き抜くことができる力を身に付け、未来に向かって広く活躍できるように、たくましく成長していけることが強く求められています。

そのためには、すべての子どもたちが夢を持ち、安心して学ぶことができる環境を、子どもの視点、府民の視点を持って、知事と教育委員会が一体となり、家庭や地域社会、市町村、京都の公教育において大きな役割を果たしている私学、文化・スポーツなどの関係団体、警察や児童福祉・保健・医療等の専門機関とともに、果敢に行動するチームとなって、オール京都体制で整えていかなければなりません。

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、これらの実現に向け京都府の教育等の基本方針として、子どもたちや保護者をはじめ、京都府社会へ向けたメッセージとして示すものです。

## I 趣旨

この大綱に基づき、知事と教育委員会が教育に関する基本的な認識を共有し、連携を密にして、一体となり、施策を推進することにより、教育等の振興を図ります。

## II 基本方針

### 1 次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会をたくましく生き抜くことができる力を育みます。

#### (1) コミュニケーション能力の育み

独りで抱え込まず学校や家族、友人など周りの人に相談しながら、様々な困難を乗り越え、解決していくことができるよう、相手が何を求めているのか、どう考えているのかを理解してそれを受け止める力、自らのしっかりとした考えに基づき主張すべきことを主張できる力などのコミュニケーション能力を育みます。

#### (2) 勤労観・職業観、ライフデザインを考える力の育み

自らの特性を活かして、将来を見通し、社会的に自立できる力を身に付けられるよう、勤労観・職業観を育むとともに、就学、就職、結婚や出産・子育てなど自身のライフデザインを考える力を育みます。

#### (3) 質の高い学力の育み

社会で自立し、将来の目標を達成することができるよう、幼児期での生活や遊びなどの体験を通して学んだことを基礎に、次のステップでしっかりと発展させ、知識だけでなく自分で考え判断する力や応用する力、自ら発信する力などの、質の高い学力を育みます。

#### **(4) 規範意識や一人ひとりを大切にし、行動する力の育み**

より良い社会の実現に向けて、自らを律し、ルールやマナーなどの規範意識を高め、実際の行動に移すことができる力を育成するとともに、人や地域社会とつながり、共生していくことができるよう、命の大切さや他者を思いやる心など、一人ひとりの尊厳と人権を尊重し、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、様々な人権問題に向き合い、自ら考え行動する力を育みます。

#### **(5) 京都の文化を身に付け、次代へ引き継ぐ力の育み**

日本人の深い精神性や生活文化に根ざした茶、華、香、和歌をはじめ、着物や工芸など、京都の価値ある伝統文化、伝統技能などに親しみ、これを身に付け、次代へ引き継いでいくとともに、新たな文化の創造・発信をしていく力を育みます。

#### **(6) グローバル社会で活躍できる豊かな教養の育み**

グローバル社会で活躍できるよう、外国語でのコミュニケーション能力を育成するとともに、京都の自然・歴史・文化をよく理解し、地域の多様性に触れ、世界の多様な価値観を理解する力など、グローバル社会で活躍する上で基礎となる豊かな教養を育みます。

#### **(7) 健やかな体の育み**

生涯にわたっていきいきとたくましく生きる力を身に付けられるよう、子どもの特性を踏まえた体力・運動能力の向上を目指すとともに、知育・徳育・体育の基礎となる食育の推進や健康的な生活習慣の確立などにより、健やかな体を育みます。

## **2 すべての子どもたちが夢を持ち、安心して学ぶことができる環境を地域社会全体で整えます。**

#### **(1) 子どもの貧困への取組**

子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、学校を拠点とした福祉関係機関や地域等との連携推進体制の構築、乳幼児期からの家庭支援、幼児教育・保育の充実、教育環境の整備・充実、学校における学習・個別支援、地域における支援、就業支援など、就学前から小中高校生、就職に至るライフステージに応じた子どもへの支援、子育てや就・修学等に係る経済的支援を総合的に行います。

#### **(2) いじめ、少年非行、不登校などへの取組**

いじめの早期発見・早期対応を徹底するとともに、チームとなって、組織的に対応します。

また、虐待や育児放棄など家庭内で起きる問題や薬物乱用などの非行行為の防止・根絶へ向けて、専門機関等とも連携して家庭を支援し、子どもたちを見守り、しっかりと受け止め、居場所を用意するなど地域社会全体で支え、子どもたちの心に届く取組を行います。

さらに、不登校などの子どもの状況に応じた支援をきめ細かく行います。

### **(3) 学校の教育力・組織力の向上への取組**

主体的・協働的な学習やICTの活用、小学校における外国語教育などの社会の変化に応じた新たな学習・指導方法や、薬物乱用などの生徒指導上の新たな課題に対応できるよう、教員の力量を高めるとともに、学校に心理や福祉、部活動などの教員以外の専門スタッフを配置し、チームとして取り組む体制を整備します。

### **(4) 地域と連携した学校づくりへの取組**

学校が地域と協働し社会全体で子どもたちを育めるよう、保護者や地域住民による学校運営への参画や見守り活動、地域の活性化に貢献する取組など、地域と連携した学校づくりを進めます。

### **(5) 安心・安全な学校づくりへの取組**

子どもたちに危機対応能力を身に付けさせる防災・減災教育や交通安全教育を行うとともに、通学路の安全対策や耐震化をはじめとする防災対策など、安心・安全な学校づくりを進めます。

## **3 京都が世界に誇る文化財の保護と活用、伝統文化の継承と新たな文化の創造、スポーツや生涯学習の推進に総合的に取り組みます。**

### **(1) 文化財の保護・活用や伝統文化の継承と新たな価値の創造**

人々の心や日々の暮らしの中に根ざしてきた京都の有形無形の文化財、伝統文化、伝統的技能は、先人の叡智と技能、我が国の歴史と文化が息づく世界に誇る文化的資源であり、京都の魅力を創出していく源泉となるものです。そのため、文化財等の調査を進め、保護・活用し、次世代へ継承するとともに、新たな価値を創造することにより、文化力で国内外へ貢献していく活力を生み出していきます。

### **(2) 誰もが親しめるスポーツの振興**

子どもから高齢者まで、府民誰もが夢と希望を抱き、健康や生きがいづくりにつなげていけるよう、スポーツを「する」「観る」「支える」観点から、学校体育を充実するとともに、ジュニアアスリートの発掘・育成、トップアスリートや指導者の育成などの人づくりを進めます。また、障害者スポーツの振興、スポーツ施設の整備推進、地域スポーツクラブの育成など生涯にわたって様々な形でスポーツに親しみ、交流できるよう取り組んでいきます。

### **(3) 豊かな人生を創造する生涯学習の推進**

生涯にわたって学び、学んだ成果を地域社会に活かせるよう「新総合資料館（仮称）」や府立ゼミナールハウス、府立図書館、府立郷土資料館など生涯学習の拠点となる場の充実に努めるとともに、府内の大学や研究機関、市町村などが設ける拠点とネットワークで結び情報交流を行うなど、府民誰もが自由に学べる環境づくりを進めます。

● 「京都府の教育等の振興に関する大綱」に関わる主な取組

| 基本方針   | 平成 30 年度重点事項・予算状況  |
|--|--|
| <p>1 次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会をたくましく生き抜くことができる力を育みます。</p>                 | <p>○質の高い学力を育成（少人数教育推進、効果の上がる学力対策事業、新しい学びのスタイル実践研究 4,468,589 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都式少人数教育の推進</li> <li>・ 中 1 ふりかえり集中学習、中 2 学力アップ集中講座の実施</li> <li>・ 学力向上システム開発校の指定</li> <li>・ ICT を活用した授業や効果的な活用の研究 等</li> </ul> <p>○京都グローバル人づくり事業 368,291 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校英語教育推進教員の配置</li> <li>・ 教員の英語指導力の強化</li> <li>・ 府立高校「海外サテライト校」事業など海外留学の支援</li> <li>・ 英語 4 技能テストを受験する高校 1 年生への支援 等</li> </ul> <p>○私学教育振興補助金（運営費・特色教育等）29,530,287 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝統文化教育の推進</li> <li>・ 教育の国際化、就職・職業教育支援 等</li> </ul> |
| <p>2 すべての子どもたちが夢を持ち、安心して学ぶことができる環境を地域社会全体で整えます。</p>                  | <p>○子どもの貧困対策（子どもの未来を守る事業 2,468,826 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「まなび・生活アドバイザー」の配置・派遣</li> <li>・ 京都式「効果のある学校」推進事業</li> <li>・ ひとり親家庭の子どもの居場所づくり</li> <li>・ こどもの城ネットワークの強化</li> <li>・ 母子父子寡婦世帯への修学資金貸付</li> <li>・ 地域未来塾開設支援事業</li> <li>・ 私立高等学校等あんしん修学支援事業 等</li> </ul> <p>○いじめ防止・不登校支援等総合推進事業 355,345 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「スクールカウンセラー」の配置・派遣</li> <li>・ SNS を活用した相談体制の構築、ネットいじめ対策</li> <li>・ 私学修学支援相談センター事業</li> <li>・ 適応指導教室やフリースクールとの連携推進 等</li> </ul>   |
| <p>3 京都が世界に誇る文化財の保護と活用、伝統文化の継承と新たな文化の創造、スポーツや生涯学習の推進に総合的に取り組みます。</p> | <p>○高校生伝統文化事業 23,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化的建造物の見学や地域文化のフィールドワーク</li> <li>・ 茶道・華道・古典を通じた伝統文化の学習 等</li> </ul> <p>○京都の史跡・埋蔵文化財活用事業 5,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国史跡や府内の文化財を活用したツアー等の実施</li> </ul>   |